

カルテ開示ガイドライン

－ 診療情報を適切に提供するために －

診療情報の開示について

1 診療記録等の開示による情報提供

- (1) 歯科医師及び歯科医療施設の管理者は、患者が自己の診療録、その他の診療記録等の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じましょう。
- (2) 歯科医師及び歯科医療施設の管理者は、診療記録等の閲覧、謄写に代えて、主治の歯科医師による要約書を交付することができます。

診療録等には、患者の身体に関する客観的な所見のほかに、歯科医師が感じた主観的印象等が率直に記載されている例が少なくなく、これをそのまま患者に見せ、謄写することは、歯科医師と患者の信頼関係を破壊させることになりかねません。そのような場合には、閲覧、謄写に代えて要約書の提供でも足りると思われられます。ただし、その旨患者に説明することが重要であり、また内容を書き換えることは厳に慎まなければならないのは当然です。基本的には、原文の要約に徹すべきです。

要約書には、診断名、検査等の所見、治療経過等を簡潔に記載します。

- (3) 診療記録等の開示の際、患者が補足的な説明を求めたときは、出来る限り速やかにこれに応じましょう。(要約書については 63p 参照)
- (4) 保険外診療についても同様です。

2 診療記録等の開示を求め得る者

診療記録等の開示を求めることができる人は、原則として次のとおりとします。

- ①患者が成人で判断能力がある場合は、患者本人
- ②患者に法定代理人がいる場合は、法定代理人

法定代理人は、例えば、未成年の場合の親権者、成年被後見人の場合の後見人などが、これに該当します。

- ③患者本人から代理権を与えられた親族

親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいいます。

- ④患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる縁故者

「これに準ずる縁故者」には、内縁関係や事実上の養親子関係の人が該当しますが、歯科医師の守秘義務とも関係するので、「これに準ずる縁故者」と認定する際には慎重を期す必要があります。

3 診療記録等の開示手続

- (1) 歯科医師及び歯科医療施設の管理者は、患者が診療記録等の開示を求める場合には、「診療記録等の開示申込書」の提供を求めましょう。(62p 参照)
- (2) 歯科医師及び歯科医療施設の管理者は、開示請求を受けた事項を書面で記録、保存し、またその対応の内容ならびに提供した情報を記録しておきます。

- (3) 患者本人以外の、親族等の代理人による開示請求の場合は、患者本人がこれに同意していることを確認しましょう。また、歯科医師の守秘義務の関係から慎重に対処し、「委任状」の提出を必ず求め、保存しておきます。(委任状については 63p 参照)

また、診療記録等の開示を求める人が法定代理人や親族等の場合には、その人が誰であるかが明らかな場合を除き、その人を示す身分証明書や運転免許証、パスポート等の提供を求め、その写しを保存し、その上で患者本人の委任状（ただし法定代理人の場合は不要）の提出を求め、守秘義務に反しないようにしましょう。

決して患者の診療情報が、本人の意に反して他人の手に渡ることがないように注意すべきです。

- (4) (1)項の「診療記録等の開示申込書」を受理した歯科医師及び歯科医療機関施設の管理者は、速やかに診療記録等を開示するか否かを決定し、これを「返答書」で開示を求めた人に通知します。(返答書については 64p 参照)

- (5) 診療記録中、エックス線写真、各種検査記録などの客観的記録については、特段の事情がない限り、閲覧、謄写させることが望ましい。なお、開示の際には、可能な限り（注1）、原本を渡すことは避けるべきです。しかし今日、X-Ray フィルムを簡便に複写する方法が一般的ではない以上、原本の貸与も止むを得ないかと思えます。この場合、歯科医師及び歯科医療の管理者は、以下の様な事項に十分留意すべきです。

①必ず「レントゲン写真の開示申請書」に必要事項を記入させます。(66P 参照)

②開示の手続に関しては、『3 診療記録等の開示手続』を準用します。

※注1 「可能な限り」とは…開示請求者が同意すれば、パソコンのスキャナー等を使用し、X-Ray フィルムをポジ（陽画）の形でプリントアウトしたものを交付します。

4 費用の請求

歯科医療施設の管理者は、診療記録等の謄写に要した代金等を診療記録等の開示を求めた人に請求することが出来ます。また、要約書についても同様です。

5 医療施設における手続規定

歯科医療施設の管理者は、診療記録等の開示請求、実施、費用請求等に関する規定及び「診療記録等の開示申込書」等の書式を整備します。

なお、「診療記録等の開示申込書」、「委任状」、「要約書」、「返答書」、「レントゲン写真の開示申請書」の様式例は、62、63、64、65、66 ページをご覧ください。

6 診療記録等の開示などを拒むことができる場合

- (1) 診療記録の開示を求める人が患者本人以外で、患者本人の同意、若しくは代理権が確認できない場合
- (2) 診療記録等の開示が、第三者の利益を害する恐れがある場合
- (3) 診療記録等の開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合
- (4) 診療記録等の開示を不適切とする相当の理由がある場合

※詳しくは平成 14 年 9 月配布『診療情報を適切に提供するために』抄録を御覧下さい。

診療記録等の開示申込書 (患者本人・代理人)

平成 年 月 日

院長 殿

下記のとおり、診療情報等の開示を請求します。

1. 開示を請求する者

患者本人

ご氏名 (自署) 印

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

ご住所

電話番号

代理人

代理人による請求のときは、下記の欄に記入のうえ、患者本人の診療記録等の開示の請求に関する委任状（法定代理人の場合は除く）を添えてください。

なお、歯科医師の守秘義務の関係で、患者さんとの間柄が確認できない場合には、開示できませんのでご了承ください。

ご氏名 (自署) 印

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

ご住所

電 話

患者ご本人との関係

※ 身元確認方法 (身分証明書・運転免許証・パスポート・戸籍謄本
その他 ())

2. 開示を請求する診療記録等の内容

3. 開示の方法 ① 閲覧 ② 要約書 ③ 写しの交付

【 要約書、写しなどは有料ですので、あらかじめご了承ください 】

上記申込書により確かに

① 閲覧しました。 ② 要約書を受け取りました。 ③ 写しの交付を受けました。

平成 年 月 日 氏名 印

委 任 状

委 任 状

私は、

氏 名 _____

住 所 _____

を代理人として、次の事項を委任します。

記

私に関する診療記録等の 関 覧・要約書・写 し を請求し、交付を受けること

平成 年 月 日

委任者（患者本人）氏名 _____ ⑩

※ 委任状のほかに、患者さんと代理人との関係を証明するものの提出を求める
ことがありますので、ご了承ください。

返 答 書

返 答 書

様

ご請求のありました診療記録等の開示申し込みについて以下のとおりお答えします。

1. ☐閲覧 ☐要約書 ☐写しの交付 で開示しますので

平成 年 月 日にご来院ください。

2. 保留とさせていただきます

理由

3. 開示いたしかねます

理由

平成 年 月 日

医療機関名 _____

院 長 _____ 印

参考資料

要約書の様式例

要 約 書	
患者氏名	_____ 様 明・大・昭・平 年 月 日生
住 所	_____
電話番号	_____ - _____
診 断 名 治療経過 そ の 他	
作成年月日	平成 年 月 日
医療機関名	
作成者氏名	④

診療録に記載した内容を分かりやすく、
簡潔に記載しましょう

レントゲン写真の開示申請書

平成 年 月 日

歯科医院院長 殿

患者本人 氏名（自署） ㊞

生年月日 M・T・S・H 年 月 日

住 所

電話番号

下記のとおり、レントゲン写真の借用を申請いたします。

但し、借用したレントゲン写真につきましては、全責任をもって保管し、また、期日内に返還することを誓約いたします。

借用期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

1. 請求者 () 本人による請求

★該当の場合は○印を記入 氏名（自署） ㊞

※ 代理人による請求の場合には、以下の欄にも記入の上、患者本人の意志確認が出来る委任状を添えてください。

代理人の種類 () ①法定代理人

★該当の場合は○印を記入

() ②上記以外の親族又はこれに準じる者

代理人氏名（代理人自署） ㊞

住 所

電話番号

本人との関係